

定 款

特定非営利活動法人 ふるさと遊誘駅舎館



定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふるさと遊誘駅舎館 という

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 鳥取県倉吉市上井195番地12号 に置く

(目的)

第3条 この法人は、鳥取県中部地区の玄関口として多くの人々を送迎し、また出会いの場として地域の賑わいと発展に寄与してきたJR倉吉駅が改築され橋上化駅とし倉吉市が中部地域住民交流の場となる施設「エキパル倉吉」(以下「エキパル倉吉」という。)を新設したことにあわせて、エキパル倉吉の管理運営及び倉吉市と鳥取県中部の活性化に関する事業を行い地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次の種類の特定非営利活動を行う

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害援助活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う諸団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う

- (1) エキパル倉吉の管理運営事業
 - ・倉吉駅南口駐車場・倉吉駅北口駐車場の運営、管理、維持、利用料の徴収事業
 - ・倉吉駅南口駐輪場・倉吉駅北口駐輪場の運営、管理、維持、利用料の徴収事業
 - ・多目的ホールの運営、管理、維持、利用料金の徴収事業
 - ・駅舎内屋外広告物の運営、管理、維持、利用料金の徴収事業
 - ・地元物産の販売事業
- (2) エキパル倉吉多目的ホールを利用した諸企画(講演会、講習会、諸発表会、展覧会、学習会、等)の実施事業
- (3) エキパル倉吉物産館の展示スペースを利用した諸企画(時季に合せた地産農作物、地取れ水産加工品、民芸品、地元産銘菓お土産品等の展示)の実施事業
- (4) 地域活動や地域事業を振興する、映像制作、ホームページ制作、広告デザイン、イベント制作運営事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」と言う)上の社員とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (3) 団体賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない

- 2 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする
- 3 理事長は、前項の申込みがあった時には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出した場合
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会する事が出来る

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することが出来る

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、1名以上を副理事長とする

3 顧問を置くことが出来る

(1) 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて選任する

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とし理事会に於いて選任する

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事にはなってはならない

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する

4 監事は次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告の為、必要に応じて、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行状況と、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない

2 補欠の為又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存任期とする

2 補欠の為又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存任期とする

3 役員は、辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することが出来る

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第 4 章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員を以って構成する

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 会員の除名

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて召集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会する事が出来ない

(総会の議決)

第27条 総会に於る議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする、但し議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない

2 総会の議事は、この定款に規定するもの他、出席した会員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項については書面を以って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、次条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものみなす
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合、その数も付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事を以って構成する

- (1) 顧問及び監査は理事長の要請により、理事会に出席することが出来る
- (2) 顧問及び監査は理事会に於ける決議権を有しない

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事長及び副理事長の選任及び役員解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金(その事業年度内の収入を以って償還する短期借入金を除く第49条においても同じ)
- (6) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 解散における残余財産の帰属先
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項
- (10) 総会に付議すべき事項
- (11) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (12) その他総会及び理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があった場合、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる

(理事会の議決)

第35条 理事会に於る議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。但し議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、その限りではない

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする

- 2 やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面を以って表決する事が出来る
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることは出来ない

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決にあたっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない

第 5 章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以って構成する

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない

(暫定予算)

第43条 前条の規定に拘らず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日迄、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることが出来る

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後、止むを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

(臨機の措置)

第47条 予算を以って定めるもののほか、借入金の借入、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない

第 7 章 定 款 の 変 更 、 解 散 及 び 合 併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、地方公共団体(倉吉市)に譲渡するものとする

(合併)

第51条 この法人が合併しようとする時は、総会に於いて正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない

第 8 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する

第 9 章 事 務 局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理する為、事務局を設置する

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第 1 0 章 細 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 中本 博泰

副理事長 中本 仁朗
 副理事長 名越 宗弘
 理事 笠田 紘史
 理事 牧野 光照
 理事 岡田 伸
 監事 野口 厚

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年5月31日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

イ 正会員	入会金	20,000円	年会費	12,000円
ロ 準会員	入会金	0円	年会費	6,000円
ハ 団体賛助会員	入会金	20,000円	年会費	12,000円

附則

この定款は平成21年4月1日から施行する

附則

この定款は平成23年8月15日から施行する

附則

この定款は、平成24年11月15日から施行する

附則

この定款は、平成29年10月11日から施行する

附則

この定款は、認証を受けた日から施行する

これは、当法人の定款である

特定非営利活動法人 ふるさと遊誘駅舎館

理事長 牧野光照